

仁木小学校保護者引継ぎマニュアル

こども園・小中学校では重大な災害や事故の発生、またはその恐れがある場合、安全な降園・下校のために保護者に迎えに来ていただくことがあります。

そこで、園児・児童・生徒の保護者への引継ぎを混乱なく行えるように、下の通り行動願います。

引継ぎ下校が想定される場合とは

- (1) 東海地震に関する「注意情報」または「予知情報＝警戒宣言」が出された場合
- (2) 登校後に気象警報等が出され、集団下校するのに重大な危険が予見される場合
- (3) 不審者侵入等による重大事件や重大事故が発生した後、二次被害が起こったり、子どもの心理状態に大きな影響を及ぼしたりする恐れが考えられる場合
- (4) その他、学校長が保護者引継ぎ下校が妥当と判断した場合

児童待機場所(引継ぎ場所)・引継ぎチェック方法

- (1) 教育委員会、または各園・小中学校から連絡メールが配信されます。
 - *引継ぎの連絡メールが入った場合、メールの内容の指示に従って迎えに来てください。
 - *学校への電話連絡は、職員の児童や災害、被害等への対応の妨げとなる場合がありますので控えてください。
- (2) 事故防止のため、迎えの際の校地内への車の乗り入れはしないでください。(JA跡地に駐車)
- (3) 引継ぎ場所は**学級**です。
 - *こども園や小中学校に、複数お子様がいる保護者は、中学校→小学校→こども園の順に回ってください。また、同じこども園や学校内でも、年齢が上のお様から迎えに来てください。
(小さいお子様から引き継ぐと、保護者がお子様を連れて次の引継ぎ場所に行かなくてはならず、かえって危険性が増すため。)
- (4) 担任に迎えにきたことを報告して引継ぎが完了。(担任が名簿にチェック)

その他

- 待機児童の人数が少なくなったら、1,2年教室及び1階ワークで児童を待機させます。
- 保護者以外の方が迎えにみえた場合、**身分証明書等の確認**をさせていただきます。確認ができない場合は、引継ぐことはできません。